○厚生労働省令第七十二号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十四条及び第十四条の二の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） **第一条の十三**　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　（略） 二　持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出しをする場合　次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十九項各号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類） （住宅の要件） **第一条の十四**　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること。）。 二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。 イ　昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること。	（令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類） **第一条の十三**　令第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　（略） 二　持家である住宅の増改築等（法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下同じ。）のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出しをする場合　次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ハ　当該増改築等に係る工事に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認済証の写し若しくは同法第七条第五項の規定による検査済証の写し又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類の写し（当該増改築等に係る工事に要する費用が百万円以下である場合には、これらのいずれかの書類又は当該増改築等に係る工事が令第十四条の二各号に掲げるいずれかの工事に該当すること及び当該工事が完了したことを明らかにする書類） （住宅の要件） **第一条の十四**　令第十四条第二項（令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅に係る厚生労働省令で定める床面積、経過年数その他必要な事項は、当該住宅が次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　床面積が五十平方メートル以上であること。 二　当該住宅が令第三十六条第二項に規定する既存住宅である場合には、次のいずれかに該当するものであること。 イ　ロに規定する住宅以外の住宅である場合には、その取得の日以前二十年以内に建設されたものであること。